

平成１９年度
建設情報収集等管理調査
報告書
＜ニュージーランド編＞

2008 年 3 月

委託者：国土交通省総合政策局
受託者：財団法人 建設経済研究所

ま え が き

本報告書は、平成 19 年度に国土交通省総合政策局国際建設経済室より、財団法人建設経済研究所が委託を受けて実施した建設情報収集等管理調査の結果を取りまとめたものである。

今回の調査の目的は、経済連携協定等の交渉に備え、建設分野における情報収集が不可欠となってきたので、対象国の建設業及び政府調達制度等に関する法制度について幅広く調査するものである。

この報告書が、日系の建設企業の戦略的な海外展開を支援し、国際競争力の強化につながれば幸いである。

なお、本調査に際しては、国土交通省総合政策局国際建設経済室をはじめとして、現地の日大使館、現地で活躍される日系企業の皆様に多大なご支援、ご協力を賜った。報告書を取りまとめるにあたって、心から感謝の意を述べさせて頂きたい。

平成 20 年 3 月

財団法人 建設経済研究所

平成19年度 建設情報収集等管理調査報告書（ニュージーランド法令等）

目次

1. ニュージーランドの概況	1
2. 会社設立について	2
2. 1 企業形態	2
2. 2 法人設立手続き	3
3. 建設産業について	4
3. 1 建設業許可	4
(1) Building category	5
(1.1) Category 1 buildings	5
(1.2) Category 2 buildings	5
(1.3) Category 3 buildings	5
(2) Licences	5
(2.1) Site 1 licence class	5
(2.2) Site 2 licence class	5
(2.3) Site 3 licence class	6
(2.4) Design 1 licence class	6
(2.5) Design 2 licence class	6
(2.6) Design 3 licence class	6
(3) 申請方法及び許可に関する手続き	6
(3.1) 必要書類	6
(3.2) 審査について	7
3. 2 公共工事発注について	7
(1) 担当部門	7
(2) 調達方針	8
4. 税制について	8
4. 1 各税及び会計についての詳細	9
(1) 法人税 (Business Income Tax)	9
(2) 個人所得税 ((Individual Income Tax)	9
(3) GST (Goods and services tax)	10
(4) 非居住者源泉徴収税 (Non-Resident Withholding Tax)	10
(5) 価格移転税制	10
5. その他について	11
法令・資料集	12

1. ニュージーランドの概況

ニュージーランドはエリザベス女王を元首¹とする立憲君主制国家で一院制の議会が存在する。面積は270,534平方キロメートル（日本の約4分の3）、人口は415万人²である。北島と南島の大きな2つの島があり、北島にあるオークランドが最大の都市であり、人口は約115万人。北島全体の人口は300万人を超えており、南島の人口は約100万人である。

行政府の構造は、中央政府の下に州（Region）、さらにその下に地方自治体（Territorial authority=City or District）³が存在する。州は灌漑用水の管理・環境問題の所管等の地理的な要素

（Catchment）を管轄し、地方自治体は固定資産税（Rates）の徴収、地方道路・下水の管轄、土地の使用（Land use）、許可（開発許可=Resource consent）、分筆（Subdivision）、建築許可（Building consent）等を管轄する行政府である。現在16の州と73の地方自治体（16Cityと57District）が存在する。

2000年から2006年までのニュージーランドの実質GDP伸び率⁴（%）は、3.6、2.6、4.6、3.2、4.4、2.7、1.6であり、2005年までは先進国としては比較的高い数値を維持している。

2005年度（4月から翌年3月）のGDPは1,556億3000万ニュージーランドドル（以下NZドルとする）（1,075億5858万

USドル）であり、一人当たりGDPは37,606NZドル（25,990USドル）⁵であり、日本が2005



¹ 実際は代理として総督が存在する

² 外務省 各国・地域情勢による 2006 年 9 月の数字

³ 複数の州にまたがる地方自治体も存在し、必ずしも一つの州に所属するという形式ではない。

⁴ IMF World Economic Outlook Database (2007 年 10 月)による

⁵ 外務省 各国・地域情勢による

年度は35,675USドル⁶なので、日本の7割程度に相当する。

主要産業は畜産を中心とする農業であり、国の政策としても農業バイオに力を注いでいるが、製造業はあまり盛んではないし、技術レベルもそれほど高くはない。主要な貿易品目は、輸出が酪農品、食肉、林産物、機械類、果実類であり、輸入が自動車、機械類、石油・石油製品、電気機器、繊維品となっている。主要貿易相手国⁷は、輸出がオーストラリア（21%）、アメリカ（13%）、日本（10%）、中国（5%）、輸入がオーストラリア（20%）、アメリカ（12%）、中国（12%）、日本（9%）である。為替レートは2007年5月時点で、1NZドル＝88.43円である。ニュージーランドは隣国オーストラリアと密接な関係にあり、公的資格の相互認証等も行なわれている。

ニュージーランドに投資あるいは拠点を置く主な日系企業は、林業関係のウッドワン（旧社名：住建産業）、住友林業、王子製紙等である。同国内においての日系建設会社の施工実績はみあたらないが、理由は市場の狭さにあると思われる。外資に関する規制⁸については、土地の取得⁹等、特定の場合¹⁰については「土地情報省」（Land Information New Zealand）「海外投資局」（OIO=Overseas Investment Office）の承認が必要であるが、進出日系企業の事例では、申請書面を整える限りは問題なく承認が行なわれており、規制は最小限と言うことが可能である。

2. 会社設立について

2. 1 企業形態

ニュージーランドの会社法で認められている企業形態は、以下の3つであり、そのメリットデメリットは下記の通りである¹¹。

① 自営（Sole Trader）

個人で事業活動を行い、最終利益も全て個人で受領できる。しかし、その反面、税金債務や金銭債務を当該個人が全て負う仕組みになっている。

・メリット

法的な手続きや登録が不要なので、事業活動を速やかに開始できる。

・デメリット

オーナーである個人が全ての債務について、無限責任を負う。

社会的な信用力に欠け、融資を受けての設備投資は難しい。

オーナー1世代で事業が終了するので、事業の継続性がない。

⁶ 内閣府発表の経済社会総合研究所推計値

⁷ 以下外務省 各国・地域情勢による 2006 年 1～12 月の数字

⁸ ジェトロ 国・地域別情報にも以下税制を含めて概要が説明されている

⁹ 外国人が 25%以上の所有権または支配権を得る場合

¹⁰ 外国人が 1 億 NZ ドル以上の資産を有する企業の所有権ないしは支配的権益の 25%以上を取得する場合

¹¹ <http://www.companies.govt.nz/cms/how-do-i/learn-what-a-company-is/choosing-a-business-structure/>

② パートナーシップ (Partnership)

弁護士や会計士のような特殊な専門分野の知識を提供する業務に従事している人や農業に従事している人には一般的な企業形態である。2人とかそれ以上の複数の人（自然人及び法人）が共同で事業を行う場合に選択される形態である。

特徴としては、持分比率の範囲で利益の享受または損失の負担を強いられるに過ぎず、事業に対する責任もその持分比率の範囲にとどまる。パートナーシップは、パートナーシップ協定書をもって設立されるが、パートナーシップ自体には課税（法人税）されることはない。

しかし、その代わりに、課税の対象となる事業所得は、パートナーシップの構成員へ配分されたものと看做され、持分比率を限度に構成員独自で税金の申告と納税を行うことが必要となる。

・メリット

パートナーシップ自体の法的登録手続きは不要なので、事業を速やかに開始できる。また、事業コストを持分比率で按分できる。

・デメリット

持分比率内ではあるが、他の構成員の犯した過失による損害を残りの構成員も負担する責任がある。従って、個人の財産までが、法的な保全・執行の対象となるリスクがある。

③ 有限責任会社 (Limited Liability Company)

日本の株式会社と同じと考えて差し支えない。株主（または会社所有者）と法人格を有した有限責任会社とは区別され、株主は出資分について責任を負うのみであり、個人財産にまで法的な保全・執行が実施されることはない（しかし、会社の経営者が個人財産を当該会社の借入金用の担保として差し入れている場合は除く）。

・メリット

市場からの信頼が得られやすく、融資や資金調達が容易になるので設備投資も進めやすくなる。

・デメリット

上述の通り、会社の経営者が個人財産を当該会社の借入金用の担保として差し入れざるを得ない場合は、有限責任会社のメリットは相殺されてしまう。

2. 2 法人設立手続き¹²

ニュージーランドでは、現地法人の設立も支店の設立も両方認められている。また、外国の親会社による100%出資の現地法人の設立も認められている。

法人設立手続きはそれ程複雑なものではなく、支店として事業を行なう場合でも、以下

¹²<http://www.companies.govt.nz/cms/how-do-i/manage-an-overseas-company-in-new-zealand/register-an-overseas-company>

に概要を述べる法律上の要件や税率等は現地法人と同じである。また、ニュージーランド支店として登録する場合には、本店の規定、規約、及び定款の英文翻訳を登記の段階で登記所へ提出したり、親会社（本店）の監査済み財務諸表の認証された英訳とともにニュージーランド支店の監査済み財務書類の両方を登記所へ提出する義務があるなど、その手続きに時間とコストがかかることも多い。従って、事務所開設時及び開設後の事務的な手続きに要する時間と費用を考慮して、現地法人の設立を選択する企業が多いようである。

登録は、「経済開発省」（Ministry of Economic Development）の「会社局」（New Zealand Companies Office）に対して行なう必要がある。登録企業は年に一度、会社局に財務報告（Financial Reporting）を提出する義務がある。

以下、具体的な現地法人の設立手続きについて報告する。

- ①現地法人の登録を行う前に、予定している会社名を登記所へ照会のうえ登録可能かどうか確認する。
- ②登録可能な会社名の他に必要事項を会社登録申請用紙に記入のうえ、登記所へ提出する。
- ③登記所は、申請内容の審査と申請料支払いを確認した後、会社登録証明書を発行する。
- ④なお、会社登録申請と同時に税務署への登録（IRD：Inland Revenue Department）も行うことができるが、その場合は、株主個人、会社経営者個人のIRD番号、主な事業活動の内容、現地法人の本拠地及び郵便物の送付を受ける住所などの情報も合わせて必要となる。
- ⑤また、消費税に相当するGST（Good & Service Tax）の登録であるが、年間の売上が4万NZドルを超えと思われる場合は、その登録は義務である。しかし、年間4万NZドルを超えないと思われる場合でも、その登録は任意に行うことが許されている。

3. 建設産業について

1991年制定建築基準法（Building Act 1991）には、最小限度の規制しか含まれておらず、90年代後半から2000年代初めにかけて、建築物に関して漏水建物症状問題（leaky building syndrome）を含め、遮音、断熱といった基本的な性能が満たされていない問題が多発した。政府は対策として、2004年改正建築基準法（Building Act 2004）を制定し、規制強化と建設業許可制を導入することになった。

建設産業は多くが中小企業を中心に担われている。これはニュージーランドが、独立心が旺盛な国民による小型の国ということで、建設産業のみならず産業全般として、ニュージーランドには大企業が少なく、中小企業が圧倒的であることによる。また、市場が小さくて、大手企業が進出し拠点を築くメリットが少ないので、国籍を問わず海外の大手建設会社の活動もあまり見受けられない。

3. 1 建設業許可

上記改正建築基準法により、建設業許可制度（Licensed Building Practitioner＝LBP）が

導入されることとなり、2007年11月1日からスタートしているが、現時点では任意であり (voluntary phase)、義務化されるのは2010年11月30日以降の予定である。許可は個人の保有となり、法人での保有は認めていない。許可の所管は「建設住宅省」(Department of Building and Housing) である。

(1) Building category

(1.1) Category 1 buildings

一戸建あるいはタウンハウス形式の、あまり複雑ではない従来型の材木フレームあるいは石造建築組積造の家屋で、外壁設計の危険度が低いあるいは中程度の建物を指す (以上概要であり、以下各カテゴリーの詳細については添付表で示したWEB上に詳細説明あり)。

(1.2) Category 2 buildings

商業用途もしくは住宅であり、中程度の複雑さで、入口 (通常3階までに設置) から居住階までの高さが10m未満の建物で、収容 (居住) 人員数が一定制限以下の建物を指す。

(1.3) Category 3 buildings

このカテゴリーの建物は、以下の点で複雑な建物である。建物の用途上、収容 (居住) 人員数の多さ、地域にとっての重要度、史跡法で規定された建物である。

実質的には上記2つ以外のカテゴリーの建物で、構造、外壁設計、高さ、収容 (居住) 人員数、用途等に制限は無く、また、史跡法 (Historic Places Act) で規定されたカテゴリー1に該当する建物もすべてこのカテゴリーの建物となる。

(2) Licences

(2.1) Site 1 licence class

Category 1 buildingsを建設または改築する作業に関して、技術的な側面から調整・監督する際に必要な許可である。

(2.2) Site 2 licence class

すべてのカテゴリーのビル (住宅あるいは商業用途にかかわらず) で、中程度に複雑な構造の建物を建設または改築する作業に関して、技術的な側面から調整・監督する際に必要な許可である。この場合の複雑さとは、設計の複雑さを指すのではなく、建設に関わる部分を指している。

(2.3) Site 3 licence class

すべてのカテゴリーの建物で、非常にあるいは高度に複雑な構造の建物を建設または改築する作業に関して、管理する際に必要な許可である。

(2.4) Design 1 licence class

Category 1 buildingsを設計する際に必要な許可である。

(2.5) Design 2 licence class

Category 1もしくは2 buildingsを設計する際に必要な許可である。

(2.6) Design 3 licence class

Category 1もしくは2もしくは3 buildingsを設計する際に必要な許可である。

建築士（registered architects）及び土木技術士（chartered professional engineer）は、自動的にこの許可保持者として認定される。

上記に加えて、Carpentry（大工）も、2007年11月1日から任意で（voluntary phase）取得することが勧められている許可である

2008年以降順次、Roofing（屋根葺き作業）、External Plastering（外壁しっくい作業）、Bricklaying & Blocklaying（れんが及びブロック積み作業）、Concrete Structure（コンクリート構造作業）、Steel Structure（鉄骨構造作業）、Building Services（建設サービス）が、任意での取得を勧められることになる。

(3) 申請方法及び許可に関する手続き

(3.1) 必要書類

申請に際しては、必須書類（以下a,b,c）と、補足書類（以下d,e,f）として、以下がある。

- (a) 申請者が建設業界の中でどのような仕事をしてきたかの職務経歴書
- (b) 申請者が過去携わった業務の中で複数業務を選定し、その業務の中での申請者の技量とその業務の内容を説明する文書
- (c) 上記業務において、発注者と申請者が必要な技術を保持していることを確認できる人物（technical referee）¹³の連絡先、及び許可の種類により必要な場合は、その技術を確認できる人から書面を提出してもらうことになる
- (d) 申請者が保持する許可に関連する資格を証明する書類
- (e) 申請者が業界団体の会員であればそれを証明する書類
- (f) 申請者の最近の習得事項（たとえば関連セミナー・行事・会議・展示会への出席）を証明

¹³ 申請者の技術を確認できる人とは、たとえば、その業務携わった時の雇用者、下請業者、コンサルタントを指す

する書類

上記に加えてその他関連する資格や学歴がある場合、それらを証明する書類も添付することにより、申請者が適切であることを示す付属書類となる。

なお、海外での関連資格等については、「ニュージーランド資格局」(New Zealand Qualifications Authority=NZQA) に事前に問い合わせを行いNZQAで認定されれば、有効な関連書類となる。

(3.2) 審査について

複数の有識者および設計建設業界の経験者によるチームが、職務経歴と申請に選んだ業務の審査をし、必要な技術を保持していることを確認できる人物に連絡のうえ、その業務が完成したかの確認を行なう。許可の種類別に審査が違う部分は以下である。

(a) CarpentryとSite licence

申請者本人が業界の規制事項に対する知識があるかを確認する。

(b) Design licence

申請者本人と面接を行ない、今までに製作した作品一覧について評価する

万が一、申請者が不適格と判断された場合は、審査チームは、「登録係」(Registrar) にその判断を通知し、登録係が許可を発行しないことを決定する。許可を発行しない場合は、拒否された理由を説明した書類が本人に送付される。それに対して申請者側に不服があれば、「建設業許可委員会」(Building Practitioners Board)¹⁴に書面で不服を申し立てることができる。もし、建設業許可委員会も登録係の決定を支持しても、申請者がその後適格性を持ったと判断すれば、いつでも何度でも申請を出すことが可能である。

3. 2 公共工事発注について

(1) 担当部門

政府の電子調達情報サイトとしてGETS (Government Electronic Tenders Service) が存在する。GETSは、元々は「貿易経済促進庁」(New Zealand Trade and Enterprise) の部署であるICN (Industry Capability Network New Zealand) が国内企業を相手として運営していたものである。

2005年10月、「経済開発省」の「規制及び競争方針局」(Regulatory and Competition Policy Branch) が、「政府調達方針概観」(New Zealand Government Procurement Policy Review) を発行して、その中で以下のような方針でGETS運営を行なうことを表明した。

- ・ 10 万 NZ ドル以上の物品・サービス、1,000 万 NZ ドル以上の建設サービスの調達情報と入札結果の公示を行なう

¹⁴ この委員会は建設大臣 (Minister for Building and Construction) から任命された最小 6 人最大 8 人の有識者で構成される

- ・ 所管を貿易経済促進庁から経済開発省に移し、それまで国内企業に限定していたユーザーを海外の企業にも開放する
- ・ さらなる電子化を促進する

これ以降、上記の政府調達方針概観を実行する諸々の規則・手続書類が発行された。現時点で最新の方針に関する書類は、経済開発省が作成した「政府調達：発注者に対する方針指針」(Government Procurement in New Zealand)である。この方針に反映されている国際機関での取り極めや2国間協定には、WTO (World Trade Organization= 世界貿易機関)、APEC (アジア太平洋経済協力)での合意事項、その他、オーストラリアとの2国間協定など、5つの国際機関での取り極めや2国間での協定がAppendix 2に明示されている。

(2) 調達方針

発注者である公的機関に対する指針として経済開発省が作成した「政府省庁による発注に関する規則」(Mandatory Rules for Procurement by Departments)がある。上記規則によると、原則は「一般競争入札」(Open Tendering)である。ただし、Appendix 2に例外規定が説明されている。

「政府調達：発注者に対する方針指針」は、落札基準については個々の入札書類 (GETS 上で公告される) に規定されるとしている。入札結果の公告もGETS上でなされる。上記「方針指針」には、入札結果に対する入札者のクレーム (Supplier Complaints) の規定もあり、透明性が高い調達が行なわれている模様である。

本報告書執筆者が、ニュージーランド企業に確認したところ、落札基準については、件数的に多くが実質的に価格で決定されるということであるが、複雑な場合には価格以外の要素が考慮される場合もあるかもしれないとのことであった。しかし、ニュージーランドの企業の多くが、日本の基準で言うと小規模企業にあたり、発注案件も単純なものがほとんどであり、ごく稀に、複雑なものあるいは大規模なものがあつたとしても、それに対応できる企業も限られている状況を考慮すると、実質的には価格が主たる決定要因であるというのが現状のようである。

4. 税制について¹⁵

日本の国税庁にあたる「内国歳入庁」(IRD:Inland Revenue Department)が税制についての所管官庁である。

主な税として、法人所得税 (Business Income Tax) (現行33%、2009年度開始の事業年度より30%に減税予定)、個人所得税 (Individual Income Tax) (簡素な累進課税で最高税率は39%)、GST (Goods and Services Tax) (12.5%)、非居住者源泉徴収税 (Non-Resident

¹⁵ 国内歳入庁ホームページ <http://www.ird.govt.nz/>

Withholding Tax) (原則：配当30%、例外：日本親会社への配当15%)、企業から従業員に提供された経済的利益に対して課せられるFRINGE BENEFIT TAX (Fringe Benefit Tax) 等があるが、相続税、不動産購入税、不動産売却税等は存在しない。固定資産税 (Rates) は、内国歳入庁の管轄ではなく地方自治体の管轄となっている。また、日本・ニュージーランド間には1963年に租税条約が締結されている。

4. 1 各税及び会計についての詳細

(1) 法人税 (Business Income Tax)

実効税率は33%であるが、2009年度 (2008年4月1日～2009年3月31日迄) より30%に実効税率が軽減される。また、居住会社と認定される現地法人 (100%外国企業出資) も非居住会社として認定される支店もその実効税率に変わりはない。しかし、その対象となる課税所得については、相違がみられ、現地法人は全世界所得に対しての課税であるのに対し、支店はニュージーランド源泉所得に対してのみの課税である点は異なる扱いを受ける。

また、上記課税対象所得の計算であるが、所得を生むべく支出した費用については損金として計上でき、その中には減価償却費も含まれている。

課税年度は、原則として4月1日から翌年の3月31日までの1年間であるが、IRD (国内歳入庁) の承認が得られればその他の事業期間を適用しての課税計算も可能である。

支店開設を行った場合の本店からの経費の配賦であるが、合理的な費用の配賦額は損金として算入可能である。しかし、関連会社間の取引に関しては、価格移転税制の適用を受けるので、その点は注意を要する¹⁶。

(2) 個人所得税 (Individual Income Tax)

居住者であれば、下記実効税率により課税がなされる。

課税対象年間所得の範囲 (NZドル)	実効税率 (%)	税額計算式 (所得Y)
0～38,000NZドル	19.50%	所得Y X 19.5%
38,001～60,000NZドル	33.00%	7,410+ (所得Y-38,000) X 33%
60,001以上	39.00%	7,410+7,260+ (所得Y-60,000) X39%
税番宣誓書手続き未完了者 ¹⁷	45.00%	所得Y X 45%

なお、労災事故などで労働できなくなった場合の補償費含む救済措置制度が国家レベルにて用意されている。従業員はIRD¹⁸へ当該保険料を支払うことが義務付けられている。毎年保険収支予測により保険料は変更となるが、2007年4月1日～2008年3月31日までの所得

¹⁶ 詳細は後述 5. 価格移転税制を参照。

¹⁷ 従業員が税番宣誓書 (Tax Code Declaration IR330) に記載されている手続きを終えていない場合、雇用主は当該実効税率を適用することが法令で義務付けられている。

¹⁸ 実際の保険運営を行っているのは事故補償特別法人 (ACC: Accident Compensation Corporation) であり、当該保険料の徴収実務をIRD (国内歳入庁) へ委託しているという仕組みになっている。

については、99,817NZドル（年間所得）を上限に、1.3%の保険料率が適用され、上述の個人所得税とは別途負担することになる。つまり、99,817NZドル以上の年間所得がある場合でも、1,297.62NZドル（＝99,817NZドル×1.3%）の保険料負担が上限となる。

（３）GST (Goods and Services Tax)

財とサービスの取引額に対して12.5%のGSTが課税される。この制度は、日本の消費税と類似しており、税の最終負担者は最終消費者であり、中間の事業者は、当該税負担を負わない仕組みになっている。つまり、売上に対するGSTから仕入に含まれるGSTを差し引いたGSTを納税するにとどまる¹⁹（「仕入に含まれるGST＞売上げに対するGST」の場合は、還付または仕入控除の繰越制度を利用する）。

GSTの登録については、2. 2 法人設立手続き⑤の通り、年間の取引額が40,000NZドルを超えた場合は、登録が義務付けられているが、それ以下であっても、課税対象の事業活動を行っているのであれば、GST登録を行うことができる。

なお、GSTの申告期間であるが、毎月申告、2ヶ月おきの申告、半年ごとの申告の3種類があり、企業の活動状況に応じて異なる期間での申告となる。

（４）非居住者源泉徴収税 (Non-Resident Withholding Tax)

ニュージーランドの現地法人（100%）が非居住者である親会社へ剰余金（ニュージーランドでの税金の支払いを終えた剰余金）を配当する場合、原則30%相当額を源泉徴収する必要がある。しかし、当該非居住者である親会社が日本の企業であれば、日本とニュージーランド間にて締結されている租税条約により、15%の低減税率が適用となる。その他、利子、ロイヤリティについても租税条約により15%の税率が適用となる。

（５）価格移転税制

4. 1 各税及び会計についての詳細（１）法人税（Business Income Tax）に関連して、支店開設を行った場合の本店からの経費の配賦であるが、合理的な費用の配賦額は損金として算入可能である。しかし、関連会社間の取引に関しては、価格移転税制の適用を受けるので、以下、価格移転税制について詳細を報告する。

ニュージーランドの価格移転税制の基礎となっているのは、OECDモデル条約であり、その解釈はコメンタリー、運用は価格移転ガイドラインの趣旨に沿って行われている。

特に、国際取引に独立企業間価格の使用が義務付けられており、下記5つの方法（①独立価格比準法、②再販売価格比準法、③原価比準法、④利益比較法、⑤利益分割法）のうちから1つを適用する（またはその組み合わせ）ことになっている。

また、価格移転税制適用時の両者（国税当局と納税者側）の紛争の防止を目的として、

¹⁹ 仕入控除が認められるのは、GST登録業者からの納品、サービスの受領に限る。

事前確認制度も用意されている²⁰。

5. その他について

5. 1 雇用について²¹

労働法を遵守すれば問題がおこることは少ないが、現地人雇用を優先する必要があるもので、外国人の長期雇用には所定の手続きが必要で、コストと時間がかかる。

また、肌の色、人種、国籍、性別、婚姻状況、年齢、障害の有無、宗教、思想などを基準で差別的な雇用を行うことは許されておらず、注意が必要である。

法定最低賃金は、最低賃金法1983年に根拠があり、毎年見直しが行われている。現在、18歳以上の労働者は時給11.25 NZドル、16歳～17歳に関しては、9.00 NZドルである。しかし、現在2008年度に向け最低賃金の値上げの議論がなされており、18歳以上は12.00 NZドルへ引き上げることを目標として議論が進められている。

その他の注意点としては、現地の雇用形態である。ニュージーランド人は個人主義、契約主義を貫くので、雇用の際には契約内容の明確化が不可欠となってくる。また、日本のような終身雇用、年功序列制度は馴染まず、能力主義による雇用体制が適していると言える。

²⁰ 井上博之「移転価格の事前確認制度に関する一考察-二国間の紛争処理としての機能を中心に-」 P402

²¹ ジェトロ 国・地域別情報に及び NZ 労働省 <http://www.ers.dol.govt.nz/>参照

法令・資料集

- ① ニュージーランド 投資・設立・税法関係URL情報
- ② ニュージーランド Licensed Building Practitioner URL情報
- ③ ニュージーランド政府調達URL情報
- ④ Companies Act 1993 - Index & Part18 Overseas companies Sec.332-Sec.372
- ⑤ The Building Act2004 - a summary
- ⑥ Government Procurementin New Zealand - Policy Guide For Purchasers-
- ⑦ Mandatory Rules for Procurement by Departments
- ⑧ Registration Form of a company - Form1,Form2,Form3,Form4 -

ニュージーランド 投資・設立・税法関係

項 目 名	関 連 U R L
Land Information New Zealand	http://www.linz.govt.nz/home/index.html
Overseas Investment Office	http://www.oio.linz.govt.nz/index.htm
New Zealand Companies Office	http://www.companies.govt.nz/cms
Financial Reporting	http://www.companies.govt.nz/cms/your-legal-responsibilities/financial-reporting
Inland Revenue	http://www.ird.govt.nz/
Goods and services tax (GST)	http://www.ird.govt.nz/gst/
Business income tax	http://www.ird.govt.nz/business-income-tax/
Individual income tax	http://www.ird.govt.nz/income-tax-individual/
Resident withholding tax (RWT)	http://www.ird.govt.nz/rwt/rwt-index.html
Gift duty basic information	http://www.ird.govt.nz/duties-levies/gift-duty/

ニュージーランド Licensed Building Practitioner and Company Registration

項 目 名	関 連 U R L
Companies Act 1993	http://www.legislation.govt.nz/act/public/1993/0105/latest/DLM319570.html?search=ts_act_companies+act+1993&sr=1
Choosing a business structure by Ministry of Economic Department	http://www.companies.govt.nz/cms/how-do-i/learn-what-a-company-is/choosing-a-business-structure/
Company organization	http://www.companies.govt.nz/cms/how-do-i/learn-what-a-company-is/what-is-a-company/
Registration of Company	http://www.companies.govt.nz/cms/how-do-i/manage-an-overseas-company-in-new-zealand/register-an-overseas-company#step2
Registration of Company	http://www.companies.govt.nz/cms/how-do-i/form-a-new-zealand-company
Registration of Company	http://www.companies.govt.nz/cms/site-tools/forms-fees/new-zealand-companies/start-a-new-zealand-company/
Department of Building and Housing	http://www.dbh.govt.nz/index
Occupational licensing	http://www.dbh.govt.nz/occupational-licensing
What is occupational licensing?	http://www.dbh.govt.nz/occupational-licensing-what-is
When and how licensing applies	http://www.dbh.govt.nz/occupational-licensing-when-licensing-applies
Licence classes	http://www.dbh.govt.nz/occupational-licensing-classes
Site licences	http://www.dbh.govt.nz/occupational-licensing-site-licences
Design licences	http://www.dbh.govt.nz/lbp-design-licences
Category 1 buildings	http://www.dbh.govt.nz/lbp-building-categories-2
Category 2 buildings	http://www.dbh.govt.nz/lbp-building-categories-3

ニュージーランド Licensed Building Practitioner and Company Registration

項 目 名	関 連 U R L
Category 3 buildings	http://www.dbh.govt.nz/lbp-building-categories-4
Site 1 licence class	http://www.dbh.govt.nz/is-licensing-for-me-4
Site 2 licence class	http://www.dbh.govt.nz/is-licensing-for-me-5
Site 3 licence class	http://www.dbh.govt.nz/is-licensing-for-me-6
Design 1 licence class	http://www.dbh.govt.nz/is-licensing-for-me-8
Design 2 licence class	http://www.dbh.govt.nz/is-licensing-for-me-9
Design 3 licence class	http://www.dbh.govt.nz/is-licensing-for-me-10
How do I apply?	http://www.dbh.govt.nz/is-licensing-for-me-11
New Zealand Qualifications Authority	http://www.nzqa.govt.nz/
Planning on studying or working in New Zealand?	http://www.nzqa.govt.nz/for-international/
Qualification Recognition Services (assess your international qualifications)	http://www.nzqa.govt.nz/for-international/qual-eval/index.html

ニュージーランド政府調達

項 目 名	関 連 U R L
Industry Capability Network New Zealand	http://www.icn.govt.nz/index.asp
Ministry of Economic Development	http://www.med.govt.nz/
New Zealand Government Procurement Policy Review, Part One	http://www.med.govt.nz/templates/MultipageDocumentTOC_20326.aspx
New Zealand Government Procurement Policy Review, Part Two	http://www.med.govt.nz/templates/MultipageDocumentTOC_20339.aspx
Government Procurement Policy	http://www.med.govt.nz/templates/ContentTopicSummary_29393.aspx
Government Procurement in New Zealand: Policy Guide for Purchasers - August 2007	http://www.med.govt.nz/templates/MultipageDocumentTOC_29467.aspx
Government Procurement in New Zealand: Policy Guide for Purchasers - August 2007	http://www.med.govt.nz/upload/50558/policy-guide-200708.pdf
Mandatory Rules for Procurement by Departments	http://www.med.govt.nz/templates/MultipageDocumentTOC_19669.aspx
Government Electronic Tenders Service	http://www.gets.govt.nz/Default.aspx?show=HomePage